

職場適応訓練生に対する訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十八号

職場適応訓練生に対する訓練手当支給規則の一部を改正する規則

職場適応訓練生に対する訓練手当支給規則（昭和三十九年広島県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「五百円」を「七百元」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。